

■報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

町道において発生した自動車物損事故の損害に対し、相手方との示談が成立したため、国家賠償法第2条第1項に基づく賠償額を決定したもので、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2の規定に基づき、専決処分したので、同法同条第2項の規定に基づき報告するものです。

【内容】

発生場所	四万十町江師 町道川ノ内芳川線
概 要	平成24年2月22日、町道川ノ内芳川線において、夜間自動車で行中、道路上の落石に乗り上げ、車両底部を破損したもの
専決処分日	平成24年5月10日
賠償金額	378,686円
相手方	住所 (略) 氏名 (略)

■報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

町道において発生した自動車物損事故の損害に対し、相手方との示談が成立したため、国家賠償法第2条第1項に基づく賠償額を決定したもので、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2の規定に基づき、専決処分したので、同法同条第2項の規定に基づき報告するものです。

【内容】

発生場所	四万十町井崎 町道大井川・西土佐線
概 要	平成24年4月5日午前6時55分頃、町道大井川・西土佐線を自動車（コミュニティバス）で行中、道路脇の山手から落石があり、乗り上げてオイルパンを損傷したもの
専決処分日	平成24年5月10日
賠償金額	24,430円
相手方	住所 (略) 氏名 (略)